

当センター機器貸付料・依頼試験手数料 増減根拠

☆ 手数料

○ 京都府手数料徴収条例施行規則

(平成 12 年 3 月 30 日京都府規則第 3 号)

【別表第 2 の備考の 2】

214 の項及び 215 の項において、府外の事務所又は事業所における事業に係る分析等の申請(府内に主たる事務所又は事業所を有する者からの申請を除く。)の場合の手数料の額は、これらの項の左欄の区分に従い、それぞれに定める額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。この場合において、算出した手数料の額に 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

○ 京都府手数料徴収条例施行規則に基づく手数料を減じる理由

(平成 29 年 3 月 28 日京都府告示第 172 号)

【本文】

- 1 規則別表第 2 の備考の規定を適用する者以外の者であつて、中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当するものが平成 34 年 3 月 31 日までの間に行う申請 100 分の 20
- 2 滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県又は徳島県内の事務所又は事業所における事業に係る分析等の申請 3 分の 1
- 3 規則別表第 2 の備考の規定を適用する者が行う申請のうち、経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成 15 年経済産業省令第 81 号)の規定に基づき国から貸付けを受けた機械器具を使用して行う試験等の申請 3 分の 1

☆ 貸付料

○ 京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則

(昭和 40 年 3 月 31 日京都府規則第 7 号)

【付則】

次に掲げる者であつて、中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当するものが別表に掲げる機械器具の貸付けを受けるときは、平成 34 年 3 月 31 日までの間に限り、第 3 条に規定する貸付料は、同表の左欄の区分に従い、それぞれに定める貸付料額から当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、算出した貸付料額に 10 円未満の端数が生じた場合は、5 円以上のものは 10 円とし、5 円未満のものは切り捨てる。

- (1) 府内に主たる事務所又は事業所を有する者
- (2) 府内の事務所又は事業所における事業に係る借受けの申込みをしようとする者

【別表備考】

府外の事務所又は事業所における事業に係る借受けの申込み(府内に主たる事務所又は事業所を有する者、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県内の事務所又は事業所における事業に係る借受けをしようとする者並びに経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成 15 年経済産業省令第 81 号)に基づき国から貸付けを受けた機械器具の借受けをしようとする者からの申込みを除く。)の場合の貸付料額は、左欄の区分に従い、それぞれに定める額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。この場合において、算出した貸付料額に 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。